

< 指定難病の医療受給者証をお持ちの皆様へ >

平成30年9月から、難病法に基づく制度の見直しに伴い、**「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます。**

該当される方は、自己負担上限額が変更（より自己負担の少ない階層区分）となる可能性があります（適用には申請が必要です）。

○ 適用条件

以下の要件をどちらも満たす方が世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 現時点（申請時及び前年末）において、婚姻をしていない方

※そのほか、税法上の寡婦控除と同様の要件に該当する必要があります。

<参考：自己負担上限額一覧表> **今回の見直しは、太枠の方に限ります。**

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額 単位：円 (患者負担割合：2割、外来+入院)		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	-		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 7.1万円未満	10,000	5,000		
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満	20,000	10,000		
上位所得	市町村民税 25.1万円以上	30,000	20,000		

○ お問い合わせ先

保健所または、難病相談・支援センター

○ 留意事項

- ※あくまでみなし適用のため、**市町村民税自体が減額されるものではありません。**
- ※要件に該当するかを確認するため、**戸籍全部事項証明書等の書類を、負担上限月額算定に必要な書類として提出していただく場合があります。**
- ※現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、生活保護受給者の方、市町村民税世帯非課税者の方、人工呼吸器等装着者として認定される場合に該当する方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、負担上限月額が減額されません。
- ※その他、所得の状況等によっては、**負担上限月額が減額されない場合があります。**

